

開会（8：56）

○内田修司委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で5件であります。

審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、財政部、防災部、教育部の順で審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり、審査することにいたします。

最初に、財政部所管の議案の審査を行います。

議第34号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は18ページ、参考資料は37ページからです。

それでは、議第34号に対する質疑に入ります。

質疑、御意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 この条例の改正によって、税収額への影響というのはどのように出されるのでしょうか。

○戸塚裕樹課税課長 まず扶養と年金等の関係の控除については、そんなに影響がないんじゃないかと思込んでいますけど、個々の申告の内容によるものですから、詳しく分析することが不可能な状況になっています。

今まであった住宅ローン減税ですとかそういったものの継続については、継続の案件ですから、今までと同じですので、特に増えたり減ったりということはないと思込んでいます。

あと、固定資産税の関係の免税点の見直しなんですけれども、これについては、前は平成3年に見直しがあったんですけど、それからかなり時間がたっていて、今回見直されたものなんですけど、家屋と償却資産の免税点が引上げになったものですから、それに伴って課税がされなくなる方がいます。それにつきましては、課税課のほうで令和8年度分の課税ベースで1回試算したんですけども、家屋のほうの免税点の影響を食らうものが、約135万円くらい税収が減るであろうと。償却資産については、約400万円ほど税収が減るであろうと思込んでおります。

残りの再生可能エネルギーですとかそういったことの特例率が変わっている部分があるんですけど、現在特例の適用されている物件がないものですから、新しいものが何かしらできたときには軽減はされますけど、税収が入ってくるものですから、減るということはそれによってはないというように思っています。

○秋山博子委員 そうしますと、これは地方税制の改正を受けてということなんですけれども、その減収分について、何らかの国からの補填といいますか、そういった措置というのはあるのでしょうか。

○戸塚裕樹課税課長 個々の内容について、例えば交付税措置というのは、個別には示されていないんですけども、全体的な減収については、交付税措置がされると見込んで

います。

○秋山博子委員 その交付税措置は、時期としては、これは翌年度の交付税ということになるんですか。

○村松久美財政部長 交付税の関係でございますが、来年度の課税から適用されますので、来年度の算定からになると見込んでおります。

○内田修司委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第34号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第34号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、財政部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

休憩（9：05～9：06）

○内田修司委員長 次に、防災部所管の議案の審査を行います。

初めに、議第37号「焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は25ページ、参考資料は58ページからです。

それでは、議第37号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 この条例なんですけれども、昭和41年からこの条例があるというのは確認できたんですけど、これまでに何か適用があったことがあるのか、教えてください。

○山下晃地域防災課長 本市においては現在2件、対応中の案件がございます。

○秋山博子委員 対応中というのはどういうことですか。

○山下晃地域防災課長 現在、支払いをずっと継続をさせていただいております。お亡くなりになった案件が1件と、負傷が1件でございます。

○秋山博子委員 今のお話ですと、年金ではないんですけれども分割してずっと支払っていくと。その財源は一般財源ということでもいいんですか。

○山下晃地域防災課長 遺族年金という形でお支払いをさせていただいているものです。今回については、公務災害の葬祭の費用ということで、上げさせていただいているものでございます。

○内田修司委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第37号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第37号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号「消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

議案書は26ページ、参考資料は59ページからになります。

それでは、議第38号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○井出哲哉副委員長 まず最初に2つありまして、1つ目が、そもそも入札のことなんですけど、辞退と不参加、この違いというのはどういうことなんでしょうか。

○山下晃地域防災課長 辞退に関しましては、車両の調達ที่ 難しいとか、期日までの納品が難しいという事情です。不参加については、特段理由は通知がありません。

今回に関しましては、指名競争入札の発注をさせていただいておりまして、事前に焼津市に登録のある、消防車の登録をいただいている事業者の中から納入実績等を加味しまして、11社、今回指名をさせていただきました。委員から御質問のあったような事態等もございまして、最終的には、11社のうち4社で応札があったものでございます。

○井出哲哉副委員長 そうすると、これは契約検査課のほうの話になってしまうかもしれないけど、その通知がないという、不参加の所に対してというのは、特段、今後何か入札のときに、例えば今後指名から外されてしまうとか、不参加というところに対して、何かあるんですか。

○山下晃地域防災課長 担当課では、結果表というものを作成するんですが、その中で辞退もしくは不参加という形で記録上は残してございます。その先の指名業者として登録を残すかどうかというところについては、こちらのほうで把握しておりません。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

次に、4社が入札したということで、指名理由のところ「総合的に勘案し」ということになっているんですけども、価格以外に、応札者の違い、差はあるんでしょうか。あったんでしょうか。

○山下晃地域防災課長 今回に関しては、指名競争入札というスタイルをとっていて、価格差が原則という形でございます。一応仕様書で、我々が購入したい、今回でいくと消防車の能力であるとか装備、これをうたっておりまして、基本的には、今の委員の御質問でいくと、事前に仕様書とこういったところが異なる消防車だけれども手を挙げられるかとかという形で、事前の確認が入ってまいります。

一応、今回の車に関しては、基本的に普通免許で運転できる車が、日本にはトヨタ自動車を作っている今回のものしかないものですから、今回の案件については、御質問にあったような差異というか、性能面の違いは生まれにくい入札であると思っております。

また今後、ほかのメーカーでも出てくる可能性がありますので、そうした場合は事前にこちらで仕様書である程度うたっていくか、都度、質問等によって可否を判断するような形になろうかと思います。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

○藤岡雅哉委員 第9分団で使用している消防ポンプ車の老朽化ということなんですけれども、今まで使っていたものはどうなるのか教えてください。

○山下晃地域防災課長 今回の対象の9分団の車両については、現有車両は平成24年の車両となっております。機能の低下という形での更新を図っていますので、基本的には処分をしてという形になってまいります。

○藤岡雅哉委員 処分が決まっていればそれでいいんですけど、まれに寄附ですとか、どこかに譲渡するとかそういう話もあるのではないかと思いますので、一応聞きました。

○山下晃地域防災課長 これまでの完全なる処分、いわゆる解体とか売却という処分以外の方法ですけれども、焼津市としては、この類いの車はいわゆる代車がないものですから、車検が残っていればその間だけとか、そういった形で予備車として1台保有しているというケースと、あとはモンゴルのほうにお譲りをしたといったことがございます。当然、機能低下による更新ですから、そこは事前にお伝えをする中でという形にはなります。

あと一部、これは焼津市ではないですが、一部の自治体では官公庁オークション的なものでオークションにかけているといったものもございますが、当市については、今までオークション出展歴はございません。

○藤岡雅哉委員 はい、分かりました。

○奥川清孝委員 1点だけ。分団の消防自動車は何台かあると思うんですけど、日消機械工業での今までの購入実績というのはどのようになっていますか。

○山下晃地域防災課長 台数を今確認しておりますが、消防団全体としては27台のポンプ車を運用しております。その中には、昨年度にもあったんですが、総務省消防庁からの無償貸与という形で、手挙げをして、当たったものがございます。それを除くと、基本的には日消機械工業が落札をしていただいているというところです。

台数ですが、24台。

○奥川清孝委員 27台中24台。

○山下晃地域防災課長 はい。27台中24台でございます。

○奥川清孝委員 落札がどうのこうのということじゃないんですけど、適正な仕様書になっているのかと。結局、辞退があったり不参加があったりというのが多いので、仕様書で見て応札してくるとすると、なかなかうちじゃ受けられないよとか、そういう部分が辞退の部分にも入ったりする点があると思うので、その辺の仕様書のつくりの中に、例えばメンテナンスだとか代車を確保するとか、そういうような部分が仕様書の中にあるんですか。それとも、車そのものの仕様になるんですか。

○山下晃地域防災課長 御質問の仕様の部分でございますが、消防車に関しては、要は車体、トラックを作っている、例えばトヨタ、いすゞ、日野というのに加えて、消防車として改造しているポンプ屋が存在していて、そこで一応ベースの車両というのを基本的

には作っているんで、一から消防車を作っていくという事はほぼなくて、それが日本の中で数社あるんです。それを基に、市ならではの装備とか、そういったものを足し込んで仕様書というのを基本的には作っていくので、そんなに自治体間によって大きな差はないといったところです。

ただ、メンテナンスの部分については、委員から御指摘のあったとおり、やはり代車が基本的にはないに近いような状態で運用しているのと、何かあればすぐということで、地元でメンテナンスをできるといったところで業者の選定に当たっているところでございます。

特にその仕様の中では、メンテナンス部分については特段入れてなかったと思っています。

○奥川清孝委員 そうすると、辞退とか不参加のそういう人たちも、十分参加機会が得られる仕様書になっているということで理解していいのか。

○山下晃地域防災課長 そのように認識をしてございます。

基本的には県内の事業所であるとか、ただ仕様の中で、先ほど申し上げたトラック、車体だとか、消防車のいわゆるブランドは、うちはこれを取り扱っているよ、仕様を満たしているよという形でエントリーしてもらいますので、そこは差は出てくるのかもしれないですけど、基本的には応札がきちんとできるような発注になっております。

○奥川清孝委員 そうすると、そういう仕様書の中に組み込まれた部分というのは、指定でなくてもそれだけの能力があるものとか、それに代わるべき能力があるとか、そういうもので代替して参加しようと思えばできるということですね。

○山下晃地域防災課長 今おっしゃられたとおりでございます。消防団の車両ですから、基本的にはかなり特殊な性能というものはないものですから、メーカーの差はあれど、基本的には十分それを満たす要件で作っていますので、応札は可能だと思うんです。

○奥川清孝委員 分かりました。

○藤岡雅哉委員 調べれば分かるんですが、日消機械工業は焼津にあることは分かっていますけれども、この入札した3社というのは、拠点はどこになりますか。

○山下晃地域防災課長 日消機械工業が焼津市内でございまして、それ以外の応札は静岡市内に事業所を有するところでございます。その中でいけば、消防団の車両ではないですけど、防災部の車両を納入している事業者もこの中に含まれておりますので、防災部の案件を全て日消機械工業が取っているということでもない状況です。

ちなみに、指名自体は11社声かけをさせていただいているのは冒頭でお答えをさせていただいたんですが、内訳としましては、市内が1社、藤枝市が2社、残りの8社が静岡市を含めた、県内という形で声かけをさせていただいております。

○藤岡雅哉委員 先ほどお話の中で、特殊な車両だと思います。車検ですとか例えばメンテナンス的なものというのは、落札した業者に委託されるということなんですか。

○山下晃地域防災課長 基本的には、落札をしたところでメンテナンスをお願いしております。ただ先ほどお伝えした総務省からの貸与車は、基本的には作った事業者は市外にももちろんあるものですから、そういった部分については日消機械工業であるとか、見積りをとってその他の業者をお願いする場合もございますけれども、基本的にはそのような運用をしております。

○藤岡雅哉委員 そうすると、メンテナンスですとか車検というのは随意契約でやっていらっしゃる、そういうことになるのでしょうか。

○山下晃地域防災課長 そのような形で発注をさせていただいております。

○藤岡雅哉委員 了解です。

○秋山博子委員 さきほど、全部で27台という説明いただいたんですけれども、今回の車両は、平成24年で老朽化ということで新たにすると。

平成24年ということは2012年なんですけれども、大体、老朽化で買換えの年数とか、その辺りを出されていると思うんですが、そうすると27台の買換えのローテーションも、そちらでは何か取りまとめて計画的にやっていこうということになっていると思うんですが、その辺を教えてください。

○山下晃地域防災課長 本市においては、15年をめぐりとして更新をかけております。15年の根拠に関しましては、消防車のメーカーから車両であるとかポンプの精度が保証できる期間ということで、そのような話を受けて、15年のルールという形で運用しております。

更新に関しましては、全てもちろん購入年月日を把握しておりますので、順次という形で更新計画のほうは策定をしております。それに基づいて予算要求をしているという形でございます。

○秋山博子委員 更新計画がある年度に集中するだとか、そういうことがないような予定で進められているということでしょうか。

○山下晃地域防災課長 基本的にはという形です。その中には、先ほど言った無償貸与に当選をしたりということもございますので、基本は毎年2台をめぐりにやっているんですけれども、それが1台余分に当たって前倒しになってみたりということはこれまでもございます。

○秋山博子委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第38号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第38号はこれを可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号「デジタル同報無線操作卓の取得について」を議題といたします。

議案書は27ページ、参考資料は61ページからです。

それでは、議第39号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 今回応じたのが2社ということで、NEC静岡ビジネスと日興電気通

信、それぞれの会社が見積りをされた製品というのは、メーカーはどちらになりますか。

○山下晃地域防災課長 焼津市の同報無線設備については、NEC、日本電気製を採用しております。これに関しては、本当にもしものときの放送をするものですから、基本的にはいろんな業者が介在するという形ではなくて、親局放送を流すところからまちなかのスピーカーまで、基本的には統一ブランドという形で支障のないようにやっておりますので、焼津市としては、NECを採用してございます。

○藤岡雅哉委員 理由は分かるんですけども、例えば今回デジタル同報無線操作卓という、局内のものだと思うんですけども、それは例えば、屋外の拡声装置のメーカーと統一しておかなければ、技術的にはまずい問題なんではないでしょうか。

○山下晃地域防災課長 基本的には同一で、信号をデジタルで送っていくものですから、その信号自体が会社によって異なっていますので、基本的にはほかの事業者の製品とミックスするということは難しいものですから、各市町とも基本的には同じメーカーでの運用となっております。

○秋山博子委員 御説明で、老朽化ということだったんですが、これも何年で買換えということになっていますか。

それから、議案説明のときに、例えば音声が滑らかになることなどをいただいたんですけども、それ以外に、もちろん老朽化ですから様々な不備が出る前にということだと思うんですけども、どんな良い点に変わるのか教えてください。

○山下晃地域防災課長 年数につきましては、現在運用中のものは平成27年に運用してございます。

今回、主な更新理由については、やはりパソコンであるとか、ハードディスクだとか、サーバーとかというもので運用しておりまして、これもやはりWindowsで動いておりますので、そういったいわゆるOSであるとかハードウェアと呼ばれるものが、メーカーのサポート期限を続々と迎えているといったところが更新の理由となっております。

メリットについてなんですけれども、音声が滑らかになるというのが、自動の読み上げ機能ということで、今、我々職員が生放送でしゃべっているのが、滑舌のいい人間だとか、例えば啓発であれば女性、注意喚起であれば男性みたいな形で分けてはいるんですが、これが自動で原稿を作ると機械が読み上げるということで、読み上げる速度だとか滑舌が非常に安定をして、結果的には市民の皆さんが聞き取りやすいというようなことが可能になります。

あと、ほかのメリットとしましては、今、放送をする、録音をするというものが、いわゆるメインの親機が防災センターになるものですから、職員が、例えば選挙の呼びかけという防災センターに来て録音をしているんですが、今回自動音声もできるし録音もできるんですけども、そういったことが本庁舎でもできるようになってまいりますので、今は親機・子機みたいなイメージですけど、ダブル親機みたいな形の体制になろうかと思っております。そういった部分でのメリットが出てまいります。

○秋山博子委員 了解です。

○藤岡雅哉委員 NEC製のもので仕様をつくらなければいけないということは理解をしましたがけれども、そうするとNEC系の取扱いの販売会社が指名先になるということだ

と思うんですが、辞退を3社されていますが、その理由というのは何でなのでしょう。

○山下晃地域防災課長 3社から出ておりますが、辞退届を確認をしましたが、2社が仕様を満たす機器の調達が難しい、使用条件に対し十分な対応が困難だといったところがあります。あともう1社は、販売店を支援する立場で活動しておって、直接受注する意思はないという形で手を挙げておりますので、一応このような形でやっております。

声かけについては、委員から言っていたのとおり、取扱いの有無を確認させていただいて、声かけをしているというところでございます。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、基本的にはNECの取扱店の中で入札をかけております。

○藤岡雅哉委員 今の販売店支援のためというのは、メーカーが静岡市にありますので当然そうなりますけれども、そもそもそこは指名の指定業者であるべきなんですか。

○山下晃地域防災課長 確かに委員のおっしゃる意味もわかりますが、登録については、この物品の登録している業者が、当然一番最初のロットとしては、そこから入ってきて、今言ったNEC物品の取扱いがあるかどうか、同報無線というものの、という形の絞り出しをしています。当然ながらいつも、先ほどの消防ポンプ車も同様なんですけれど、これは親会社と支店みたいな形とか、子会社という形になってくる。

代理店というのは、当然代理店のほう優先という形が多いと思うんですけど、そのところを締め出すという理由も当然ないものですから、これについては、防災部で入札のメンバーという形で限定するわけではないものですから、しかもこの議会案件になるような多額のものについては、指名選定委員会という形で、委員長が副市長になるんですが、その委員会の中で今言ったお話も当然議論した上での形で入札に入ると、そういった手順になっているものですから、明確な答えではないんですけど、一応そういった議論しているということでございます。

○藤岡雅哉委員 締め出す理由にはならないということなんで、それは理解をいたしました。

1個だけどうしても、素人考えかもしれないんですが、メーカーが固定されて、代理店同士が戦い合うという話になりますと、どうしても今回落札をされた金額の確からしさというか、焼津市にとってそれがよかったのかということを見ざるを得ないんですけども、ちなみに予算段階のときに予定価格がありますけれども、このときの参考見積りはどこから取られているんですか。

○山下晃地域防災課長 予定価格というか参考の予算取りのための価格については、やはりNECから取っております。NEC、現在の運用している事業者からでございます。

そこは提案を何パターンかいただく中で、まるっと全部変えるのか、サポート切れのものだけ変えるなら幾らかとか、複数のパターンを取ったりだとか、あとほかに、近隣でNECを入れている自治体も当然ありますので、そういったところにも情報を取りながら、なるべく価格が言い値にならないようなことは配慮をしたいなというところもございます。

あとは、先ほど部長のほうからお答えをさせていただきました、委員会であるとか、指名業者の委員会だけでなく、情報化推進委員会というまた別の委員会もありまして、そこでも今回の案件については価格も含め、更新する範囲、そういった部分については、

庁内で議論をしてという形の策定を行っております。

○藤岡雅哉委員 今の説明である程度分かりましたので、どうしても市民から見たらそういう見え方がするということは事実としてありますので、今おっしゃったような手順をしっかり踏んでいただいて、焼津市にとって適正な価格で、応札いただきたいと思います。

○内田修司委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第39号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第39号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、防災部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

休憩（9：40～9：42）

○内田修司委員長 次に、教育部所管の議案の審査を行います。

議第40号「学習者用端末の取得について」を議題といたします。

議案書は28ページ、参考資料は65ページからです。

それでは、議第40号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 今回、納入期限が1月29日ということになっておりますけれども、かなり台数が多くて、22校が対象だと思うので、どのようにスケジュールをひいているのか教えていただけますか。

○長谷川貴紀教育政策課長 まず、今後の予定なんですけれども、議会で議決をいただきまして、本契約を行います。その後、納入業者で本体を納入していただいて、設定を行っていただきます。設定を行った後に、1月末までに各学校に持って来ていただくという予定になっております。その後、各学校で児童・生徒に配布します。

そのときは、パソコンをどういった形で交換するかというのも、また今後、学校とやりやすい形で協議をして交換をするという予定になっておりますので、年度末、もしくは学校の都合で新年度からということも考えられますが、それは今後、学校側と調整をしていきたいと考えております。

○藤岡雅哉委員 分かりました。私ちょっと勘違いをしていました。1月29日までに生徒の手元に届くわけじゃないということですね。それは理解をいたしました。

そうすると、納入スタートは割と年が変わる前からされる可能性もあるということ

すね。

○長谷川貴紀教育政策課長 納入自体は、1月に納入ですので、その前というのはなかなか難しいと思われます。台数的にもかなり多いものですから、場合によっては、業者のほうで早く作業が進んで、早く持って来ていただける可能性があります、1月末までに納入していただけるようには考えております。

○藤岡雅哉委員 心配しているのは、今回の設定までの仕様が組まれていると思うんですが、学校現場で作業がたくさんあるのかないのか。つまり、持ってきていただいたものを、セッティングはある程度してあるんだけど、学校の現場で携わる方が何かプラスの設定をしてお子さんに配らなければいけないのか。つまり、現場の工数がどのぐらいかかるのかを知りたいです。

○長谷川貴紀教育政策課長 今考えておりますのは、初期設定は業者に全てやっていただくということで考えていますので、学校側としては、配布をして、1回開いてもらって確認というのはあると思うんですけども、基本的には、児童・生徒に配布をして開いてもらって、問題ないかというところをやるだけの予定です。

○河合一也委員 以前、予備の台数の話を伺いましたが、今回の1万271台、それぞれ小学校、中学校と数がそこにありますけど、予備はどれぐらいになるんですか。

○長谷川貴紀教育政策課長 実際のところは、予備が小学校731台、中学校が487台になっています。

○河合一也委員 結構あるなと思いましたけど、これは前回の予備と比べてほぼ同じぐらいということでしょうか。

○長谷川貴紀教育政策課長 前回の予備ですと全部で387台でしたので、かなり予備自体は多くなっております。

○河合一也委員 それは、県のほうでまとめて、焼津市はこれぐらいという中で決まるのか、あるいは前回の380云々では、この前、故障とかいろいろ話を聞いたんですけど、それを見込んでちょっと多めのほうがいだろうということで増えたということなんですか。

○長谷川貴紀教育政策課長 予備につきましては、児童・生徒数の15%までは補助の対象で購入できる。というのは、国のほうでやはりバッテリーの劣化ですとか、故障ですとか、そういったものがかなり増えているよという声が届いているということで、予備機も今回は15%まで補助の対象にするということになっておりました。ですので、焼津市としましてもその範囲内、実際は、去年の9月現在の予測の児童・生徒数の14%で購入しています。というのは、補助の対象は今年度の児童・生徒数の15%なものですから、生徒数が読めないんですよ。抑えめに14%ということで、予備機は購入しています。

○河合一也委員 分かりました。

あと、この前一般質問の中で出てきた、故障という話が出てきましたけど、故障の場合は故障でいいですけど、実際は故障だけじゃなくて破損とか、やっぱりあると思うんですけどね、ここで聞くことかどうか分かりませんが、大体この現場レベルではどれぐらい破損が、破損というのは、つい掃除のとき落としたりとか、何かそういうのが小学校だとイメージできるんですけど、あと故障というのは自然と、パソコン自体に何か異常なものがあって、でもそこに水が入ってしまったということになると、ここは事故なの

か破損なのか、その辺の故障と破損の境目が分からないんですけども、その辺の違いはある程度、数で分かるんですかね。

○長谷川貴紀教育政策課長 大体、故障と破損、半々ぐらいになります。落として壊してしまったというのと、バッテリーの劣化ですとかプラスチックの劣化ということで、経年で壊れてしまうという、2つあるんですけども、大体半々ぐらいで今はあります。

○河合一也委員 それは大体修理で簡単に直る部分もちろんあるんでしょうし、もう本当に予備を使わなくちゃいけない状況もあると思うんですけども、その辺の割合も大体分かりますか。

○長谷川貴紀教育政策課長 割合というのは出してないんですけども、やはりどうしても、メーカーに出さないと直せないというものもあるんですけども、数的にはそんなにはないと思っています。

一方で、例えばキーボードのところが取れてしまったという簡単なものについては、実際職員が直しています。手作業で職員が直して、すぐ直るもの、部品があるものであれば一回預かって、そのときに予備機を1回渡すんですけども、直したらすぐ交換、また戻すというような作業をやっております。

○河合一也委員 予備の機械というのはどこに置いてあるか。まとめて教育委員会が持っているのか各学校に置いてあるのか、それだけ教えてください。

○長谷川貴紀教育政策課長 予備につきましては、各学校に置いてあります。児童・生徒数が多い学校、少ない学校があるんですけども、大体その割合ぐらいで置いてあります。ただ、どうしても、予備が出払ってしまって足りないというところがありますので、その場合は連絡が来ますので、数が多いところから持って行ったりということをやっております。

○河合一也委員 紛失もやっぱりあるんじゃないかと思いますが、そういうのが事例としては、あったのかどうか。

○長谷川貴紀教育政策課長 紛失は過去3件あったということで、それは警察のほうに届けた。それは誰か分からないという状況の紛失です。それは3件あったということです。

○秋山博子委員 参考資料の65ページのところで、取得の方法が随意契約で静岡県共同調達と書かれているんですけど、これは5年前も同じ調達の方法でしたか。

○長谷川貴紀教育政策課長 市で直接入札をして購入をしております。

○秋山博子委員 調達先の選定だとかその辺りも、議案にはなっていますが県のほうで全部ここにとのことの指定で、来ているということではないんでしょうかね。それによってコスト的なメリットということだったんでしょうか。背景を教えてください。

○長谷川貴紀教育政策課長 もともとの端末の購入自体が、県の共同調達で購入をするというのが補助金の条件になっているんですけども、それに参加して入札をしております。県でそれは入札をやっていただいているんですけども、今年の2月に公告しまして、入札業者を募って、今年度に入って4月に入札を行って現在の業者に決定をしております。当然県内全体でやるものですから、スケールメリットといった意味でも有利であるということで、共同調達という形でやらせていただいています。

○秋山博子委員 今の御説明ですと、その県の共同調達に参加する教育委員会もあれば、参加しない教育委員会もあったということもあるんでしょうか。

○長谷川貴紀教育政策課長 多分、恐らく全部参加はされています。そこで共同調達にするかしないかという選択をしているんですけども、共同調達をもしない場合は、それなりの理由を国のほうに届け出て、了承を得た場合は補助金はもらえるんですけども、例えば、必要最低限のスペック、これぐらいのスペックは必要ですというものがあるんですけども、それ以上のものを我々の市は欲しいと、我々の市としてはもっと高スペックのものを使いたいというような場合ですか、そういったものはちゃんと理由をつけて、届け出て了承をもらえれば、入札は独自でやりますけども、補助金が出るような形です。

○秋山博子委員 そうすると、これは予算のときに、財源は県の補助金でということだったと思うんですけど、そうやってスケールメリット的なことも考えられるということによって、当初の導入のときの1台当たりの単価と比較して、どうなんでしょうか。比較して。

○長谷川貴紀教育政策課長 前回の端末1台が3万7,510円です。今回は、5万円です。これは物価も上がっているということで、最近パソコンの価格がかなり上がっていて、前回よりも購入単価は上がっておりますので、その辺で差は出ているとは思いますが、全体的には、かなり抑えられた金額ではないかと考えております。

○秋山博子委員 今まで使っていた1万何台のものは、どういう取り扱いになるのでしょうか。返すとかそういうことになりますか。

○長谷川貴紀教育政策課長 今使っているものはもう購入をしておりますので、市のものになりますが、今後、バッテリーもかなり劣化しております。ですので、全て廃棄を今考えております。

○秋山博子委員 自治体によっては、希望者に未就学児用におもちゃ的に貸与、譲るとか、そういうところもあるようなんですが、廃棄ですか、やはり。

○長谷川貴紀教育政策課長 今は廃棄では考えております。そのまま使うということもあるんですけども、G o o g l e C h r o m e b o o kのほうにはライセンスですとか、そういったものも入っています。児童・生徒の個人情報というのはほとんどデータではクラウドに入っているんで、残っていないと思うんですけども、万が一というものもありますし、例えば児童・生徒が撮った写真が残っていると、そういったものを消してもらうつもりではいますが、残ってしまったということもあります。ですので、その先のこと、個人情報ですとか安全性を考えて、今のところは廃棄ということで考えております。

○藤岡雅哉委員 今回の調達の範囲には廃棄は含まれないんですね。

○長谷川貴紀教育政策課長 おっしゃるとおり、今回は廃棄の費用が入っていないものですから、今後、また来年度以降に廃棄をする予定でおります。

○藤岡雅哉委員 調達の条件として、廃棄は結構お金がかかると思うものですから、それを条件にするしないという考慮は、共同調達だと難しかったということですか。

○長谷川貴紀教育政策課長 共同調達の項目の中に廃棄は入っていないものですから、今回は入っておりません。

○藤岡雅哉委員 分かりました。

今回金額が5億6,400ということで、予算上で見ると県の補助金というのが3億6,900

ということなのですが、これは変わらずこの金額のままということですか。

○長谷川貴紀教育政策課長 予算上は、端末の3分の2が補助金になるんですけども、今回ちょうど3分の2が3万6,000円ですので、そこは変わらずということになります。

○藤岡雅哉委員 了解。

○奥川清孝委員 確認なんですけど、県で入札をやったということで、市のほうで随意契約になったということか。

○長谷川貴紀教育政策課長 共同調達ということで、県で入札をやって、その後の契約は各市のほうでやってくださいということになります。

○奥川清孝委員 分かりました。

県は価格競争でやったのか、プロポーザルみたいな形でやったのか。どういう形でやったんですか。

○長谷川貴紀教育政策課長 価格競争です。

○奥川清孝委員 分かりました。

そうすると、その随意契約の理由は、地方自治法の施行令第167条の2第1項の何号に該当するか。

○長谷川貴紀教育政策課長 第2号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」ということで、随意契約にさせていただいております。

○奥川清孝委員 分かりました。あと、調達の共同購入のメリットというのは、価格も当然そうだと思うけど、ほかには何か具体的にあるのか。

○長谷川貴紀教育政策課長 価格がまず第一ではあります。当然、全国で同じように、今年度、調達をやっていますので、必ず台数を確保していただかなければならないというところもありますので、そこを業者のほうでまとめて確保できるというところも約束されていますので、そこはメリットであると思っています。

○奥川清孝委員 当然価格が安くなって、あと何か考えられそうなのが、例えばメンテナンスとか、そういうのが台数が多いので非常にスムーズにいくとか、金額を聞くと、物価高騰で上がっている。その辺が、どんな形で共同購入のメリットの確認をしているのか。

○杉山佳丈教育部長 スケールメリットによる価格の面で確かにあります。それ以外にも、やはり業者はどこに対して入札するかと決めたときに、やはり各市の単独での入札ではなくて、こういう県の共同調達のほうの入札を優先するという考えもあるものですから、そこに乗ったほうが確実に台数を確保できる。そういう考えに基づいて、我々も県の共同調達に入っておりますし、今回も、こういう物価高の中でもこの金額で入れることができたというメリットがあると考えています。

○内田修司委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第40号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第40号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育部所管の議案の審査を終わりました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

閉会（10：09）